

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第1節 都市づくり											
施策 No.19 計画的なまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	10	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	1
成果	新座駅北口地区においては、新座駅北口地区地区計画に基づき、土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めた。 また、市街化調整区域のうち保谷朝霞線沿道にある道場二丁目地区についてはまちづくり発起人会、大和田一丁目地区（旧暫定調整区域）についてはまちづくり発起人会及組合設立準備会を開催し、土地の有効活用に向けた方策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	新座駅北口土地区画整理事業においては、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討した事業計画変更案を決定する。 市中央部におけるまちづくりについては、都市高速鉄道12号線の延伸実現等に向けて検討するとともに、地権者への意向調査結果を踏まえ新たな拠点の形成を図っていく。						
課題	新座駅北口土地区画整理事業は財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、遅れや停滞が生じ、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。 新座駅に近接するあたご・菅沢地区における市街地整備の検討については、全体構想を策定する中で検討する必要がある。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進については、調査・研究の結果を踏まえた周知活動を進める必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 市街地環境の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。	B	・商業系市街地においては、駅前にふさわしい、にぎわいなどを支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、一部区域については建築物の1階部分を店舗等にすることを義務づけるなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：4件）。	都市計画課
2	新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。	C	・現事業計画に基づき必要な物件移転及び工事等を実施し、区画道路等の整備とその沿道の宅地利用は進んだ。 ・財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、計画に遅れや停滞が生じ、新座駅北口駅前広場や幹線道路が未整備である現状を踏まえると、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。このため、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画変更案を作成した。	新座駅北口土地区画整理事務所
3	工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。	B	・大和田二・三丁目地区を始めとした工業系市街地においては、本市の活力と持続的発展を支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、建築物（住宅系や店舗系等）の立地規制を行うなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：4件）。	都市計画課
4	住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。	B	・片山・西堀地区を始めとした住居系市街地においては、長期的なスパンの中で、安全・安心な居住環境の整備や改善を図るため、地区計画に基づき、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置制限、道路に面する側の垣又は柵の構造の制限等を指導するなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：324件）。	都市計画課
(2) 有効な土地利用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。	B	・道場二丁目地区については、地権者有志によるまちづくり発起人会でまちづくりの検討を進め、より具体的な検討を進めるため、まちづくり協議会設立に向けた準備活動を行った。 ・大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区）については、土地区画整理組合設立準備会が発足をし、令和8年度に予定している業務代行予定者の募集に関して準備を進めた。	都市計画課
6	新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。	B	・あたご・菅沢地区については、都市計画課を中心とし、関係課が委員を務める庁内検討会議が始まり、令和7年度は2度実施した。令和8年度にも1回(必要に応じて2回)の実施も予定している。本地区は住居系での市街化区域編入を目指しているが、編入には人口増加が見込まれる地区であることの整理が必要となるため、引き続き全体構想の策定を進めていく。	都市計画課
7	市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。	B	・スマートインターチェンジの設置に関しては、交通の受皿となる保谷朝霞線(県事業)の整備と共に進捗をさせていく必要がある。スマートインターチェンジの概略、整備方法の想定は進めているが、事業化のタイミングも見据えながら、更に具体的な設置位置や構造、周辺のまちづくりについて調査研究を進めた。	都市計画課
		B	・都市高速鉄道12号線の延伸早期実現に向け、事業性の確保を目的とした新たなまちづくり構想を策定するため、令和7年度は（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり方針を策定し、まちづくりのテーマや方針を定めた。	地下鉄12号線延伸促進室
8	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	B	・地権者有志で発足した発起人会におけるまちづくり検討の支援を行い、勉強会を2回実施した。 ・さらに次の段階であるまちづくり協議会設立に向けて進むことについて地権者の過半数以上の同意を得て、協議会設立に係る地権者全体説明会を開催した。 ・令和8年度の協議会設立を目指し、戸別訪問等による協議会役員の選定に取り組んだ。	都市計画課
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画及びユニバーサルデザイン計画の策定状況等を調査し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定を検討するため、ユニバーサル推進研修会等に参加した。 ・本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定に当たっては、埼玉県において基本方針が策定されていることなどを踏まえ、策定はしないこととしたが、更なる意識啓発・周知活動の一として、庁内には事務連絡において通知を発出した（令和7年11月）。さらに、ホームページを活用し、改めてユニバーサルデザイン等における考え方の説明や優良事例等を紹介するなどの取組を検討していく。	都市計画課
(4) 景観づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかしながら良好な景観づくりに取り組みます。	B	・新座市景観づくりビジョン、新座市景観条例、新座市景観計画など景観づくりに関する情報について、市ホームページを通じて周知を行った。 ・景観法及び景観条例に基づく届出等について、景観計画に定める基準をもって審査を行い、良好な景観づくりを進めた。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%	71%	74%			100%	C	新座駅北口土地区画整理事務所

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第1節 都市づくり											
施策 No.20 空家等対策体制の充実										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。また、相続人が不存在である管理不全の空家等に対しては、相続財産清算人制度を活用することによって、問題の早期解決を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の4つの基本方針に基づき、関係団体等と連携を図りながら、行政対応の対象となる適正管理が行われていない空家等については、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じながら空家等の適正な管理の推進を図っていく。また、相続人等がおらず、将来にわたり改善の見込みがない管理不全の空家等に対しては、引き続き相続財産清算人制度等を活用し、早期解決を目指す。 加えて、現行の第2期新座市空家等対策計画が令和8年度末をもって終期を迎えるため、これまでの対策の成果と課題の精査や令和5年の法改正等を踏まえた新たな空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画の策定を目指しての検討を進める。						
課題	相続等民事問題の解決が進まず、適正管理が見込まれない空家等について継続的に対応する必要があるが、現行法制度においては民事権利に対する行政限界となる事象が散見される。 空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、引き続き庁内関係各課の連携及び行政限界となる範囲においては専門家団体等と連携を図る必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 空家等の管理意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。	B	・空家等の発生を抑制するために、建物の管理・利活用や家財整理、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。	建築審査課
(2) 空家等対策体制の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。	B	・空家等の発生防止や問題の早期解決を図るため、庁内関係各課その他消防や警察をはじめとした関係機関との相互連携による情報共有、意見交換、周知啓発活動といった取組を行うことで空家等対策を推進する体制を整備、維持した。	建築審査課
3	空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。	B	・空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めた。	建築審査課
4	空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。	B	・空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決が図れた。 ・市民等から通報を受けた管理不全の空家等に対しては所有者等へ自主改善を促す改善指導等によって、約 9 割と高い水準で解決に結びつき、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。 ・相続人が全員相続放棄をしており、将来にわたり改善が見込めない管理不全の空家等については早期解決を図るため、相続財産清算人制度を活用し、2 件の申立てをした。	建築審査課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
通報があった空家等の管理不全箇所 の解決率	91.80%	90.40%	91.17%	92.79%			100%	C	建築審査課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策 No.21 公共交通網の充実

基本計画掲載頁

94～95

総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数	A	0	B	7	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	0
成果	路線バスの運行が困難な地域において、公共施設、病院等の利用者の利便性向上を図るため、コミュニティバスを運行し、利用者数も増加を図ることができた。 また、東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行うとともに、駅周辺における自転車等駐車場の適切な維持管理により、鉄道利用環境の向上を図ることができた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	全国的に深刻化しているバスやタクシー運転手の成り手不足や、2024年問題に対応しながらも持続可能な公共交通を実現するためには、地域公共交通計画の策定作業を進めながら解決策を見い出していく。 快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性の向上を目指し地域公共交通ネットワークの整備を進めていく。					
課題	コミュニティバスについて、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大が難しい状況にある。 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めていく必要がある。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	都市高速鉄道12号線の延伸	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。また、東京都の動向などの情報収集に努め、関係機関への効果的な働き掛けを行います。	B	・新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じた延伸促進活動を行うとともに、市内関係団体代表者や地元選出議員等で構成する新座市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会を通じた延伸促進活動を行った。 ・まちづくり構想の刷新に向けて、（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり方針を策定した。	地下鉄12号線延伸促進室
(2)	鉄道利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働きかけます。	B	・東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行った。	交通政策課
3	駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・駅周辺の放置自転車の誘発防止、街並みの美観維持を目的として設置している自転車等駐車場の維持管理を行った。 ・有料自転車等駐車場については、かもめビルサービス・日駐研共同企業を指定管理者として、当企業の蓄積されたノウハウが管理運営に生かされた。 ・駅利用者の利便性に支障をきたすことがないよう、指定管理者への管理・指導を適宜行った。	交通政策課
(3)	バス利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働きかけます。	B	・令和6年4月から適用された厚生労働省によるバス運転士の労働時間等に関する改善基準告示の改正に伴い、全国的に運転士の不足が深刻化する中、東武バスウエスト株式会社から令和7年度以降のにいバス事業から撤退したいとのの申出を受けたが、運転士確保に対する協議を重ね、バス会社における運転士の処遇改善を行った結果、にいバス事業撤退を回避できた。令和7年度も減便することなく運行することができた。 運行本数の見直しや路線の拡大等は難しい状況であるが、今後もにいバス事業を維持できるよう引き続き働きかけていく。	交通政策課
5	バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停の屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置をバス事業者に働きかけるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・市民からの要望等を受け、バス事業者に対し屋根・ベンチ等の設置を要望した。 ・バス停周辺の自転車置場について、長期間利用されていない自転車を撤去するなど、適切な維持管理に努めた。	交通政策課
6	快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性を向上するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。	B	・法定協議会、公共交通に係るオープンハウスを開催し、市民や関係団体と情報提供や意見交換を行い、新座市地域公共交通計画を策定した。	交通政策課
(4)	バリアフリー化の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
7	鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画の策定状況等を調査し、本市におけるバリアフリー基本構想の策定を検討するため、研修会等に参加した。	都市計画課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
コミュニティバス利用者数	118,795人	154,221人	167,055人	180,973人			224,000人	B	交通政策課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策 No.22 交通安全の確立

										基本計画掲載頁	94～95	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数		A	0	B	6	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	1	B	4	C	0	
成果	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図った。 ヘルメット着用推進のため、購入費の補助を557件行った。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	交通安全啓発活動の更なる充実につながるよう、春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動の実施体制や、運動期間内における街頭啓発の回数、パトロールの回数、時間帯等について検討し、より一層充実した交通安全運動の推進を図っていく。また、交通安全教室のPRに努める。 また、放置自転車等の増加に対応し、引き続き撤去及び誘導業務の委託業者や駐輪場等の指定管理者と連携しながら、放置自転車対策を進めていく。							
課題	新型コロナ5類移行に伴い、人流が増加したことにより、志木駅周辺及び新座駅周辺の放置自転車について増加している。 また、交通ルールの遵守、マナーの向上や高齢者の運転免許証自主返納を促す声が高まっており、より一層の普及・啓発が必要である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 交通安全意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動において、新座市交通安全推進協議会を通じて、横断歩道における歩行者優先や自転車乗用時のヘルメット着用などの交通安全に係る啓発活動を行った。 ・令和 8 年 3 月に市内の保育施設 4 9 か所に交通安全教室の実施を促す通知を送付した。年間の行事を計画する年度末の時期を狙って通知を送付したため、来年度は実施回数の増加を見込んでいる。	交通政策課
	B	・市ホームページで、運転免許証自主返納による「運転経歴証明書」取得や埼玉県警察のシルバーサポーター制度の案内及び周知を実施した。	長寿はつらつ課
(2) 安全な交通環境の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	B	・放置禁止区域内等において年間 1 2 0 回の誘導及び放置自転車の撤去活動を実施した。 ・実績 志木駅周辺：3 8 8 台 新座駅周辺：3 7 台 ・放置禁止区域内に設置している啓発看板について古く見えづらいものを新しいものに交換して周知を図った。	交通政策課
	B	・交通危険個所の解消及び交通安全啓発に向けた看板を 1 2 4 箇所設置した。	交通政策課
3	B	・道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、啓発看板、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、路面標示などの交通安全施設の整備を進めます。	道路管理課
	B	・路面標示について、職員によるパトロールや市民からの要望を受け、新規の表示や劣化等により視認性が低下した標示については再標示を 9 件行った。	道路河川課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点達成度	所管課
交通安全教室実施回数・人数	21 回 1, 790 人	32 回 2, 531 人	29 回 2, 421 人	31 回 2, 663 人			41 回 4, 000 人	B	交通政策課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】													
第3節 公園・緑地													
施策 No.23 良好な自然環境の保全、活用、創出										基本計画 掲載頁	96～97		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	7	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈りや樹木剪定などの管理業務を行うとともに、緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 また、新座グリーンスマイル基金を活用して、相続が発生した山林を取得し、緑地の保全を図った。 さらに、新座市グリーンサポーター活動においては、市民が緑を身近に感じ、憩いの場として利用できるよう、下草刈り、枯枝集積、落葉収集や園路へのチップ撒きなどを行い、緑地の管理・保全に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和6年3月に策定した「新座市みどりの基本計画アクションプラン第1期」を効果的に推進するため、新座市緑化推進協議会において進捗状況や成果を確認していく。 また、協議内容をさらに充実させるために、現地視察などの実施を検討し、みどりの保全及び緑化の推進に係る施策の質の向上を図っていく。 山林の相続税猶予に関する制度や買取りに対する財政支援策の国・県への要望については、要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視していく。 新座市グリーンサポーターの新規構成員の確保については、既存構成員からの意見を伺いつつ、有効な広報方法等について検討していく。								
課題	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。 また、新座市グリーンサポーターについて、構成員の高齢化等の要因により、人員が減少傾向であるため、新規構成員の確保が必要である。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 緑地の保全・活用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	平林寺周辺を始めたとして、良好な自然環境の保全に努めます。	B	・平林寺境内林の樹木の保全を目的として、平林寺に対し、緑地保全特別助成金を交付した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全に努めた。	みどりと公園課
2	妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。	B	・自然環境に極力影響を与えないような範囲で、必要に応じて剪定・伐採等の管理・保全及び柵等の整備を行った。 ・新座グリーンスマイル基金を活用して、相続が発生した妙音沢特別緑地保全地区内の山林を取得し、緑地の保全を図った。この買取りにより、妙音沢特別緑地保全地区内の民有地の取得が全て完了し、地区の一体的な保全が可能となった。	みどりと公園課
3	みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。	B	・みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 ・開発行為等に係る意見書提出時や市主催イベント時等において、積極的に新座グリーンスマイル基金の周知を図った。 ・新座グリーンスマイル基金を活用し、緑地を取得した。 ○令和7年度新座グリーンスマイル基金活用実績 取得緑地：妙音沢特別緑地保全地区 取得面積：2, 276. 23㎡ 取得金額：45, 296, 977円 ○令和7年度新座グリーンスマイル基金受入実績 寄附件数 37件 寄附金額 3, 136, 407円	みどりと公園課
4	市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。	B	・地域住民等で構成されたボランティア団体による、みどりの保全協定緑地等の管理及び保全について、用具の貸し出しや支給等、支援を実施した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全活動の推進に努めた。 ・埼玉県が設置した「埼玉県ネイチャーポジティブ推進分科会」に入会し、企業・団体との共創による取り組みの実現を目指して、交流会や現地視察会に参加した。	みどりと公園課
5	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。	C	・山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。今後は、要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視し、市長会や県予算への要望等の機会を捉え、国・県への要望を行っていく。 ・これらの制度や支援策が確立していないことから、山林所有者の相続発生時に、相続人が山林の売却を選択することが多く、緑地面積の減少が進んでいる要因の一つであると考えられる。	みどりと公園課
(2) 緑地空間の創出		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。	B	・民間事業者に対しては、みどりのまちづくり条例に基づき、一定基準以上の開発行為等に対し緑化指導を実施した。	みどりと公園課
7	生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。	B	・新座市生け垣設置助成要綱を改正し、令和7年10月から生け垣設置助成金事業を再開した。また、広報及び市ホームページに事業の再開を掲載し、市民・事業者に対して周知を図った。 ・開発行為等に係る意見書に生け垣の設置について記載するとともに、市ホームページに「新座市みどりのまちづくり条例事務取扱基準」を掲載し、事業者に対しての周知を行った。 ・事業再開に当たり市民・事業者へ十分な周知を行ったものの、結果として申請は0件であった。 ○令和7年度生け垣設置助成金件数 申請件数：0件 交付件数：0件	みどりと公園課
8	新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。	B	・埼玉県主催の「県・市町村緑化行政担当者会議」に出席し、市民緑地認定制度について、研究先進事例等の情報収集を行った。	みどりと公園課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314. 58ha	296. 6ha	295. 58ha	293. 67ha			306. 03ha	C	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】												
第3節 公園・緑地												
施策 No.24 憩いの場となる公園の充実											基本計画 掲載頁	96～97
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	1	B	5	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	7	C	0	
成果	大和田水辺の丘公園について、グランドオープン後の開園初年度であったが、多くの利用者が訪れ、憩いの場としての役割を果たすとともに、地域の賑わいの創出に寄与する成果を得ることができた。 菅沢一丁目児童遊園について、子どもたちや地域のニーズを踏まえ、令和8年1月にボール遊びのルールを策定した。これにより、子供たちが安心して遊べる環境が整い、地域住民に安全で快適な公園を提供することができた。 さらに、公園を安全で快適に利用できるよう、市全体の公園において必要な修繕・清掃・除草・樹木剪定等を実施し、良好な公園環境を維持・管理を行うことができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	大和田水辺の丘公園については、混雑緩和対策として、ホームページによる混雑予想情報の事前周知及び混雑状況可視化システムの導入によるリアルタイム混雑情報の提供により、利用者の分散を図るとともに過剰な来園の抑制につなげる。また、じゃぶじゃぶ池稼働時間について、終了時間を午後5時から午後4時半に変更するとともに、1時間ごとに10分の休憩時間を設け、利用者の休息と回転を促しながら、水質維持を図る。あわせて、公園東エリア駐車場及び臨時駐車場を有料化することで、目的外利用や長時間滞在を抑制し、駐車場の適正な利用を促す。公園のボール遊びに関するルール作りについては、菅沢一丁目児童遊園での成果を踏まえ、ボール遊びができる公園を増やす取組を継続する。公園のリニューアル計画については、令和9年度の策定に向けて、基礎調査として公園の現況や地域ニーズを把握するための調査を行う。 公園全体の環境整備については、引き続き充実に努めていく。							
課題	大和田水辺の丘公園について、7月のじゃぶじゃぶ池オープン後、想定を大幅に上回る利用者が訪れた結果、密集により利用者の安全確保が困難となったことや駐車場満車による道路滞留や路上駐車、近隣商業施設への駐車が発生した。ボール遊びができる公園の整備について、近隣住民や利用者の意見を伺いながら、ルールづくりを進めていく必要がある。 本市の公園は、開設から30年以上経過したものが多く、施設の劣化や樹木の枯死といった問題等がある一方、予算にも限りがあることから、計画な整備・改修が必要である。このため、公園のリニューアル計画の策定が急務である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 拠点となる公園の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。	C	・土地区画整理事業に伴う（仮称）新座駅北口5号街区公園及び（仮称）大和田二丁目公園の整備については、厳しい財政事業により見送りとなった。今後については財政状況を踏まえつつ、令和9年度予算において（仮称）新座駅北口5号街区公園の整備工事及び（仮称）大和田二丁目公園の整備設計業務委託に係る事業費を計上する。	みどりと公園課
2 本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。	B	・総合運動公園については、体育施設等に指定管理者制度を導入した平成25年度から令和6年度まで、公益財団法人新座市スポーツ協会を指定管理者として施設の管理を行わせていたが、令和7年度からは、当協会及びコナミスポーツ株式会社の共同事業体であるスポーツにいざコンソーシアムが指定管理者となった。このため、公益財団法人新座市スポーツ協会の蓄積された管理運営実績に加えて、コナミスポーツ株式会社が持つ豊富なノウハウにより適切に運営管理が行われた結果、安全かつ快適な公園利用に貢献した。 ・市は、緊急を要する施設修繕等や苦情や要望による突発的な施設改修等を行うことで、公園施設の充実を図った。	みどりと公園課
3 地域の身近な公園や児童遊園の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。	B	・公園リニューアル計画について、令和9年度の策定に向け、令和8年度予算において公園現況基礎調査に係る事業費を計上した。	みどりと公園課
4 公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度（Park-PFI）による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。	B	・公募設置管理制度について、事例等の調査研究を進めた。	みどりと公園課
(2) 誰もが利用できる公園の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5 公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	B	・職員による日常点検と遊具業者による年1回の遊具点検を継続的に実施することで、公園内の安全性が確保され、事故の未然防止につながった。これにより、利用者が安心して公園を利用できる環境を維持することができた。 ・公園のルール等を明示する案内板について、ピクトグラムで表現した案内板に更新することで、年齢、性別、障がいの有無や発達状況にかかわらず、あらゆる人が安全に利用できるような環境整備を図った。	みどりと公園課
6 子どもたちの声を聴き、子育て世代にも配慮して、親子で1日遊べるなど、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。	B	・菅沢一丁目児童遊園におけるボール遊びのルールづくりについて、近隣小学校在籍児童へのアンケートを踏まえ、地元町内会と協議し、ルールを策定した。 ・アンケートについては、野火止小学校に在籍する5、6年生を対象にWEBアンケート方式で行い、171名から回答があった。アンケートを実施したことで、ボール遊びをしてもよい時間帯や年齢についての子どもの意見を把握することで、ルール案を作成することができた。 ・地元町内会との協議については、町内会長を通じて実施した。具体的には、市で作成したルール案を提示した上、町内会としての意見の取りまとめを依頼した。その結果、特段の意見はなかったことから、ルール案のとおり策定した。	みどりと公園課
7 行政と市民との協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。	A	・39町内会と公園等清掃管理業務協定を提携し、各公園の清掃や草刈り等を実施した。また、207名の公園ボランティアを登録し、各公園の管理に協力いただいたことにより、公園が清潔で整備された状態を維持することができた。なお、ボランティア登録者数が令和6年度末の169名から大きく増加したが、その要因として、広報への掲載や市民の意欲の高まりが考えられる。	みどりと公園課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡	1.88㎡	1.91㎡			1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人	240人	267人			254人	A	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第4節 道路

施策 No.25 道路交通網の整備

基本計画
掲載頁

98～99

総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	6	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	1
成果	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を新座市道路整備基本計画に基づいて計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	道路環境の改善・整備を進めつつ、都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の幹線道路の整備について、埼玉県と連携を図っていく。 また、東久留米志木線（本多工区）については、令和7年度末に事業認可を取得した。基本設計も完了し、道路整備に向けて関係機関と調整を進めていく。					
課題	道路の無電柱化や自転車通行空間の整備については、調査・研究の結果を踏まえ、検討を進めていく必要がある。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路環境の改善・整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・東久留米志木線（本多工区）において、歩行者及び自転車通行との分離について、令和 7 年度の基本設計の完了に向けて関係機関と協議を進めた。 ・近隣住民への負担や不利益を被る課題があるが、安全で円滑な交通の確保、都市景観の向上を図るため、先進事例の情報収集をしながら調査研究を行った。 ・今後予定される道路整備の計画については、工作物や街路樹などの施設を適正に配置し通行の妨げにならない計画となるよう留意する。	道路管理課 道路河川課
2	B	・市道第 8 号線（陣屋通り）について、歩道用地等を取得した。 ・自転車通行空間の整備等について、東久留米志木線（本多工区）において検討を進めている。 ・市道第 5 号線（水道道路）については、歩道拡幅整備工事の着手をしたが、東京都水道局との調整に時間を要し、翌年度に繰り越しとなった。令和 8 年 7 月末の完工を目標とし、より安全な道路環境の確保に努めます。	道路管理課 道路河川課
(2) 幹線道路の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	C	・保谷秋津線について、事業期間は令和 7 年度までとなっていたが、用地取得率が約 1 3％に留まっているため、令和 8 年 3 月 3 0 日付けで事業期間の延伸の公告をした。当該路線については、1 名で買収予定地内の約 6 5％の土地を所有する地権者があり、その他の地権者からの用地買収を進めているため用地取得率が低水準となっているもの。 ・ひばりヶ丘片山線については、令和 8 年度の事業認可取得を目指していく。 ・東久留米志木線については、本多工区約 5 2 0（暫定整備区間含む。）m の整備のため、令和 8 年度に不動産鑑定及び物件調査を実施する。	道路管理課
	B	・都市計画道路東久留米志木線基本設計業務委託については、前年度から繰り越しとなったが業務委託については完了した。納品された成果の内容を十分精査したうえで令和 1 3 年の工事着手に向けて関係各課等との調整を適時行っていく。	道路河川課
4	B	・都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。	道路管理課
5	B	・スマートインターチェンジの設置に関しては、交通の受皿となる保谷朝霞線(県事業)の整備と共に進捗をさせていく必要がある。スマートインターチェンジの概略、整備方法の想定は進めているが、事業化のタイミングも見据えながら、更に具体的な設置位置や構造、周辺のまちづくりについて調査研究を進めていく。	都市計画課
6	B	・地権者有志で発足した発起人会におけるまちづくり検討の支援を行い、勉強会を 2 回実施した。 ・さらに次の段階であるまちづくり協議会設立に向けて進むことについて地権者の過半数以上の同意を得て、協議会設立に係る地権者全体説明会を開催した。 ・令和 8 年度の協議会設立を目指し、戸別訪問等による協議会役員の選定に取り組んだ。	都市計画課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%	16%	16%			82%	C	道路管理課

※市の都市計画道路事業 3 路線（①保谷秋津線②ひばりヶ丘片山線③東久留米志木線）について道路整備はひばりヶ丘片山線が48%の整備率で他の 2 路線は用地交渉中で整備に至っていないことから総体とすると16%の整備率になる。
※道路整備率という観点から鑑みると目標を下回っているためCとします。

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第4節 道路											
施策 No.26 道路管理の充実										基本計画 掲載頁	98～99
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅰ：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	5	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	0	
成果	安全で円滑な道路交通の確保のため、道路上施設の維持、修繕及び環境保全を行った。 また、橋梁の維持・補修については、新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・点検を行った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、道路・橋梁の定期的なパトロールを通じて、維持・補修を進めていく。 なお、令和7年度に新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の改正を行い、カーブミラーについて開発行為等による設置基準をこれまでの努力義務から設置義務として基準の強化ができた。						
課題	道路側溝などの清掃、草刈等に関する要望が増加している。 引き続き、道路の定期的な調査やパトロールを通じて道路の維持・補修に取り組んでいく必要がある。 インフラ系設備の老朽化により小規模の陥没等が数件発生している。パトロールを強化し、早い段階での処置ができるよう対応する必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路の維持・補修	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・日常的な道路の点検や市民からの要望や苦情に都度対応した。（電話・窓口での苦情件数1,559件※道路管理課・道路河川課合算） ・年2回、部内の各課で地区分けてパトロールを実施した。	道路管理課 道路河川課
	B	・1・2級幹線道路については、新座市舗装修繕計画を基に計画的に修繕（5路線）を行った。 ・令和8年度には、約79％に達する予定である。 ・生活道路については、パトロールや要望を受けた路線を適切に維持管理を行った。（道路舗装修繕94件）	道路河川課
2	B	・市民の協力を得て年2回、東久留米・志木線沿いの植樹帯14か所に花の植栽を行った。また歩道内の植樹帯の除草、清掃を行った。	道路管理課
(2) 橋の維持・補修	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	B	・新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、下記の工事を実施した。 ・向橋長寿命化修繕工事（令和6年度より繰越） ・隅屋敷橋長寿命化修繕工事 ・中郷橋長寿命化修繕工事 令和8年度には、4橋の修繕を実施予定	道路河川課
(3) 私道整備への支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	B	・令和7年度は補助件数は0件であった。（新座市コミュニティ施設整備事業補助金） ・事前相談件数は13件であったが、幅員が足りないなどの理由により本申請には至らず。	道路管理課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	23.2%	38%	63%			100%	B	道路河川課
橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	8%	17%	33%			100%	B	道路河川課

※舗装修繕計画及び橋梁修繕計画に基づき修繕を実施できたためBとした。

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策 No.27 治水対策の推進

										基本計画掲載頁	100～101		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数				A	0	B	3	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	1	C	0
成果	柳瀬川及び黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を埼玉県に要望するとともに、これまでの内水氾濫履歴を精査し要因を究明することや、効果的浸水対策の調査結果を活用し、災害に対する改善や貯留浸透施設を設置する候補地の検討を実施した。 また、開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、設置率は100%となった。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における適正な維持管理と、治水機能の向上に向けて埼玉県に要望していく。 また、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進するとともに、開発行為の協議の際にも適切に指導していく。								
課題	引き続き、治水安全対策、雨水流出抑制に取り組んでいく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 治水安全対策の促進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。	B	・令和7年第4回定例会において白井議員よりされた質議内容に基づき、柳瀬川の適正な維持管理（浚渫等）に付随して、河道幅の増加やその他の治水機能向上が期待できる改修・整備について、河川管理者である埼玉県に要望（令和7年12月）を行った。	道路河川課
(2) 雨水流出抑制の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせた雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。	B	・本年度は貯留浸透施設の設置に係る事業については該当がないものの、これまでの降雨履歴等を活用し要因を究明することや、別途、市全体で進める効果的浸水対策の調査結果をもとに、貯留施設を設置する候補地や費用対効果について検討を実施した。	道路河川課
3	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	B	・開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導した。設置件数51件、設置率100%。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%	100%	100%			100%	B	道路河川課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策 No.28 河川・水路環境の整備

基本計画
掲載頁

100~101

総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	2	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	2	C	0
成果	水辺に親しめる環境づくりとして、柳瀬川及び黒目川について遊歩道の定期除草や選定を実施した。 また、野火止用水についても同様に定期除草や選定を行い、景観に配慮した暮らしに身近な水辺空間の維持管理を行った。 野火止二丁目地内において、野火止用水の河川改修を実施したが、昨今の情勢の影響により納期に遅延が生じたため繰越となったが、安全に施工を進める。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における遊歩道や、野火止用水の適正な維持管理に努めていく。					
課題	水辺空間の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 柳瀬川左岸の堤防に設置されている歩道については、老朽化による破損が目立つ。一部県が修繕する部分も含まれているため、引き続き県と調整を図り修繕の計画を進める必要がある。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 水辺に親しめる環境づくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。	C	・定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 ・柳瀬川右岸の堤防に設置されている歩道については、路肩部分が崩れ破損しているとの要望を多数受けた。舗装は劣化し修繕が必要であると思われるが、一部県が管理する工作物があるため、この部分について県へ修繕の要望を行っている。早期に修繕を行えるように県と調整を進める。	道路河川課
2 野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。	B	・野火止用水の改良工事に着手したが、昨今の労働者、物流等の人材不足の影響により製品の納期に遅延が生じたことから繰越を行った。雨の多くなる時期を前に完了できるよう安全に工事を進める。 ・定期的にパトロールを行い、景観に配慮した修繕を随時行った。	道路河川課
3 市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。	B	・ボランティア団体と連携を図り、水辺空間の維持管理を行った。ボランティア団体数1団体、活動場所数1箇所、活動件数1件。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第6節 上水道											
施策 No.29 上水道の安定供給										基本計画 掲載頁	102～103
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	5	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	0	
成果	新座市水道事業経営戦略より、今後経営状況が厳しくなることが判明したことから、水道事業の健全経営の確保のため、令和8年度から令和12年度までの期間において、給水原価と供給単価が同じとなる「料金回収率100%」の水準を基準にした料金改定を行うこととし、水道事業審議会にて審議を行い、令和7年12月に給水条例を改正した。「安全で強靱な水道の持続」を推進するため、新座市水道ビジョン及び新座市上水道第8次施設整備事業計画を策定した。 また、水道法に基づく水質検査を実施し、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和7年度に策定した新座市水道ビジョン（新座市上水道第8次施設整備事業計画書）に基づき、水道事業の経営の効率化に努めていくほか、市民への分かりやすい情報発信をしながら、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めていく。 今後は各水道施設において、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていくことにより、「安全で強靱な水道の持続」を推進する。						
課題	安全な水道水の供給体制の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震により水道管に基大な影響を与えた。水道施設の耐震化は減災に有効であるため、今後も職員配置状況、財政状況を鑑み耐震化率向上に努めていく必要がある。 水道事業の健全経営の維持及び老朽化が進む施設の更新を行っていくため、定期的に料金水準の見直しの検討を行っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。	B	・昨今の物価高騰、県水の受水単価の値上げ等に伴い、収支の悪化が見込まれたため、令和8年4月から水道料金を改定することとして、令和7年12月に給水条例を改正した。料金改定に当たっては、広報、HPに改定内容を掲載するとともに、全戸にチラシを配布した。今後も水道事業の安定的・継続的な運営に努めていく。 ・運営状況等についてHPへ掲載し、情報発信を行った。	水道業務課
2	漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。	B	・節水について、広報やポスター掲載、水道週間に懸垂幕の掲揚を行った。	水道業務課
		B	・漏水調査を継続的に実施し、漏水発見後速やかに修繕することで、高い水準で有収率を維持した。 令和7年度戸別漏水調査件数 32, 593件 修繕数 132件	水道施設課
(2) 供給体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。	B	・水質検査については、水道法に基づき全51項目において年1回以上実施することで、安全な水道水の供給を担保した。また、近年の「PFOS及びPFOA」の状況を鑑み、当該「PFOS及びPFOA」の検査を全ての井戸（18箇所）と浄水場（4箇所）で実施した。 ※「PFOS及びPFOA」：近年有害性を指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）の代表物質	水道施設課
4	重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。	B	・重要給水施設へ配水する管路や老朽化した配水管について計画的に耐震化を進めた結果、管路全体の耐震化率はおおむね順調に推移した。今後も、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていく。 ・一方で、施策のKPIである「管路耐震化率」における基幹管路(導水管・送水管・配水本管)の耐震化については、令和6年度に策定した「新座市水道施設再配置基本計画」において、水道施設の統廃合に伴い将来的に廃止や布設替えとなる管路もあり、費用対効果を見据えて導水管・送水管の整備予定を先送りしたことから、当初、本計画期間内で更新を行う予定であった基幹管路については目標値との乖離が生じている。	水道施設課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
有収率	95%	95.63%	95.53%	95.21%			96.31%	B	水道施設課
管路耐震化率（管路全体／基幹管路）	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 47.4% 基幹管路 37.0%	管路全体 47.7% 基幹管路 37.7%	管路全体 48.1% 基幹管路 39.0%			管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%	C	水道施設課
水質検査項目の合格／水質基準適合率	100%	100%	100%	100%			100%	B	水道施設課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】													
第7節 下水道													
施策 No.30 下水道の整備促進										基本計画 掲載頁	104～105		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数				A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	汚水については、污水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、污水管に管口カメラを入れ、劣化状況の調査ができたこと、また、既存の污水管改築工事を行うことができたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。 雨水については、雨水幹線及び雨水枝線の整備をおおむね目標どおり実施することができた。また、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、雨水管にテレビカメラを入れ、劣化状況の調査ができたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めるとともに、污水排水対策及び雨水排水対策を推進していく。 また、維持・管理について、国から調査等の法改正を含めた新たな判定基準や優先順位の考え方が示された場合、速やかにストックマネジメント計画へ反映させ、対応を図っていく。 なお、令和7年度に雨水管を含めたストックマネジメント計画の見直しを実施したため、今後は本計画に沿って速やかに計画的な予防保全に努めていく。								
課題	今後、法定耐用年数を経過する管渠が増加することが見込まれることから、污水管だけではなく、雨水管についてもストックマネジメント計画を策定し、計画的に整備を進めていく必要がある。 また、八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道管渠の維持管理について国・県から新たな方針等が示された際、速やかに対応ができるように備えていく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。	B	・下水道事業を取り巻く経営環境の変化と計画内容等を見直し、更なる下水道事業の健全化と経営基盤の強化を図るため、新座市公共下水道事業経営戦略を改訂した。	下水道課
2	公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。	B	・公共下水道未接続世帯について、定期的に水洗化指導を行った結果、令和 7 年度水洗化指導件数 6 2 0 件のうち、接続が 1 4 件、空地・駐車場等の指導対象外が 1 2 件であった。	下水道課
（2） 污水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	事業認可区域の計画的な整備を推進します。	B	・新座駅北口土地区画整理地区内において、区画整理事業の進捗に伴い、污水枝線の整備を行った。具体的には「新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区污水枝線工事その 2 3」（管径 2 0 0 mm、延長 1 3 0 . 8 5 m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
4	既存の污水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・污水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、污水管の管口カメラの調査を行うとともに、既存の污水管改築工事を実施することができた。 ・調査については「新座市公共下水道汚水ストックマネジメントに伴う下水道施設調査業務委託」及び「新座市公共下水道污水管路調査業務委託」により、管口カメラ調査 894 基、テレビカメラ調査 4 , 4 9 9 m を予定どおり実施することができた。 ・改築工事については「新座市公共下水道三芳町本多幹線改築工事その 3」（管径 1 , 6 5 0 mm、延長 2 9 6 . 3 m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
（3） 雨水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。	B	・雨水管理総合計画に基づく雨水管整備を推進するための工事、設計業務委託を実施した。 ・具体的には令和 7 年度を債務負担行為とする「新座市公共下水道野火止中央枝線工事」（管径 1 , 2 0 0 mm、延長 3 4 6 . 1 m）について、他企業管理物の近接協議により工程調整に時間を要したため、令和 8 年度まで工期を延長したが、順調に進捗している。	下水道課
6	既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・既存の雨水管調査において、テレビカメラ調査及び潜行目視調査を実施することができた。 ・具体的には「新座市公共下水道既設雨水管路調査業務委託」により、テレビカメラ調査 9 9 4 m、潜行目視調査 5 , 5 1 5 m の計 6 , 5 0 9 m を予定どおり実施することができた。 ・大規模下水道管路特別重点調査において、対象となった約 1 2 . 8 km の潜行目視調査を実施した結果、緊急度Ⅰが約 4 . 6 km、緊急度Ⅱが約 5 . 0 km と判定された。そのうち、優先度の高い約 3 . 1 km については、実施設計を行った。また、一部について先行して空洞調査を行ったが、異常な空洞はなかった。	下水道課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
新座市污水管路ストックマネジメント計画（第 I 期）による進捗率／改築延長＝1,560m 【参考】 令和 5 年度実績 280m 令和 6 年度実績 285.39m 令和 7 年度実績 296.3m	0%	17.9%	36.2%	55.2%			100%	B	下水道課
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管管径1,200mm 延長＝650m 【参考】 令和 7 年度実績 346.1m	0%	0%	0%	53.2%			100%	B	下水道課